

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月20日

【計算期間】 第2期中 自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日

【ファンド名】 ステート・ストリートDCグローバル債券インデックス・オープン

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

## 1【ファンドの運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成24年9月28日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	13,957,435	99.99
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		857	0.01
純資産総額		13,958,292	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## &lt;参考情報&gt;

親投資信託受益証券(ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド)

(平成24年9月28日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	96,725,720,023	41.44
	フランス	22,738,276,562	9.74
	ドイツ	20,999,501,745	9.00
	イタリア	20,505,234,836	8.79
	イギリス	19,484,173,839	8.35
	スペイン	9,341,164,478	4.00
	カナダ	6,715,356,191	2.88
	ベルギー	6,129,319,920	2.63
	オランダ	6,119,473,766	2.62
	オーストリア	4,132,546,974	1.77
	オーストラリア	3,590,374,648	1.54
	メキシコ	2,244,410,786	0.96
	デンマーク	2,012,584,627	0.86
	アイルランド	1,743,241,279	0.75
	ポーランド	1,722,300,618	0.74
	スウェーデン	1,424,086,627	0.61
	フィンランド	1,313,144,140	0.56
	マレーシア	1,233,212,647	0.53
	スイス	946,979,887	0.41
シンガポール	912,272,731	0.39	
ノルウェー	567,170,923	0.24	
小計	230,600,547,247	98.81	
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		2,787,866,105	1.19
純資産総額		233,388,413,352	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## (2)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成24年9月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
---------	----------	---------------

第1期	(平成24年 2月20日)	分配付:	7,916,614	分配付:	1.0216
		分配落:	7,916,614	分配落:	1.0216
平成23年 9月末日			4,911,228		0.9752
10月末日			5,724,991		0.9994
11月末日			6,229,626		0.9725
12月末日			6,879,514		0.9778
平成24年 1月末日			7,589,823		0.9788
2月末日			8,781,222		1.0513
3月末日			10,878,375		1.0607
4月末日			10,742,090		1.0486
5月末日			11,440,320		0.9989
6月末日			11,995,908		1.0047
7月末日			12,484,777		0.9998
8月末日			13,290,758		1.0172
9月末日			13,958,292		1.0245

## 【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	(平成24年 2月20日)	0.0000円

## 【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自平成23年 3月15日 至平成24年 2月20日	2.2%
	自平成24年 2月21日 至平成24年 9月28日	0.3%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額(設定時は当初元本額)を控除した額を、前期末の分配落基準価額(同)で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## 2【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	自平成23年 3月15日 至平成24年 2月20日	7,804,559	55,539	7,749,020
	自平成24年 2月21日 至平成24年 9月28日	6,131,058	255,288	13,624,790

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

### 3【ファンドの経理状況】

- ( 1 ) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ( 2 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成24年2月21日から平成24年8月20日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## ステート・ストリートDCグローバル債券インデックス・オープン

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (平成24年 2月20日現在)	当中間計算期間末 (平成24年 8月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,491	14,972
親投資信託受益証券	7,915,648	12,688,506
流動資産合計	7,923,139	12,703,478
資産合計	7,923,139	12,703,478
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	1,104	2,278
未払委託者報酬	5,144	10,801
その他未払費用	277	523
流動負債合計	6,525	13,602
負債合計	6,525	13,602
純資産の部		
元本等		
元本	1 7,749,020	1 12,487,570
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	167,594	202,306
(分配準備積立金)	235,032	229,597
元本等合計	7,916,614	12,689,876
純資産合計	7,916,614	12,689,876
負債純資産合計	7,923,139	12,703,478

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自平成23年3月15日 至平成23年9月14日	当中間計算期間 自平成24年2月21日 至平成24年8月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	76,426	141,716
営業収益合計	76,426	141,716
営業費用		
受託者報酬	443	2,278
委託者報酬	2,069	10,801
その他費用	64	523
営業費用合計	2,576	13,602
営業損失（ ）	79,002	155,318
経常損失（ ）	79,002	155,318
中間純損失（ ）	79,002	155,318
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	4,798
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	167,594
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,729	192,912
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,729	192,912
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,680
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,680
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	167,594	202,306

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

## (追加情報)

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (平成24年 2月20日現在)	当中間計算期間末 (平成24年 8月20日現在)
1 期首元本額	1,000,000円	7,749,020円
期中追加設定元本額	6,804,559円	4,993,838円
期中一部解約元本額	55,539円	255,288円
2 受益権の総数	7,749,020口	12,487,570口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前計算期間末 (平成24年 2月20日現在)	当中間計算期間末 (平成24年 8月20日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>(2)有価証券          売買目的有価証券          「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引          該当する事項はありません。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(2)有価証券          売買目的有価証券          同左</p> <p>(3)デリバティブ取引          同左</p> <p>同左</p>
---------------------------	--	---

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前計算期間末 （平成24年 2月20日現在）	当中間計算期間末 （平成24年 8月20日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0216円 （10,216円）	1.0162円 （10,162円）

[次へ](#)

## &lt;参考&gt;

当ファンドは「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

## 「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成24年 2月20日現在)	(平成24年 8月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		1,009,803,843	576,720,858
コール・ローン		37,141,432	24,232,024
国債証券		234,868,184,150	226,078,119,616
派生商品評価勘定		2,408	8,407
未収入金			1,523,825,166
未収利息		2,446,752,806	2,192,668,975
前払費用		160,457,627	82,457,500
流動資産合計		238,522,342,266	230,478,032,546
資産合計		238,522,342,266	230,478,032,546
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		75,518	6,865
未払金			1,766,329,678
未払解約金		16,818,650	17,289,767
流動負債合計		16,894,168	1,783,626,310
負債合計		16,894,168	1,783,626,310
純資産の部			
元本等			
元本	1	160,685,006,426	154,665,607,710
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		77,820,441,672	74,028,798,526
元本等合計		238,505,448,098	228,694,406,236
純資産合計		238,505,448,098	228,694,406,236
負債純資産合計		238,522,342,266	230,478,032,546

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-------------------	---

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## （追加情報）

当期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## （貸借対照表に関する注記）

区 分	（平成24年 2月20日現在）	（平成24年 8月20日現在）
1 期首元本額	180,093,021,439円	160,685,006,426円
期中追加設定元本額	18,408,766,838円	6,484,367,985円
期中一部解約元本額	37,816,781,851円	12,503,766,701円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリートDC外国債券インデックス・オープン	4,550,747,616円	4,786,199,812円
ステート・ストリートDCグローバル債券インデックス・オープン	5,332,917円	8,581,433円
ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド	1,447,004,018円	1,454,708,508円
ステート・ストリート海外国債インデックス・ファンド 適格機関投資家限定	1,704,498,028円	1,132,825,006円
ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド / 為替ヘッジ付き（年金1）＜適格機関投資家限定＞	2,570,984,105円	2,126,209,677円
ステート・ストリート外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	32,434,302,825円	30,961,563,324円
ステート・ストリート・バランスファンドVA30A＜適格機関投資家限定＞	137,929,331円	132,621,679円
ステート・ストリート・バランスファンドVA30B＜適格機関投資家限定＞	11,765,953,779円	11,555,876,264円

ステート・ストリート・バランスファン ドVA40A<適格機関投資家限定>	9,809,398円	9,612,854円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA40B<適格機関投資家限定>	98,104,583円	90,793,280円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA50A<適格機関投資家限定>	17,372,327円	17,280,149円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA50B<適格機関投資家限定>	18,585,620,597円	17,848,544,664円
ステート・ストリート外国債券インデッ クス・ファンドVA1<適格機関投資家限 定>	3,030,451,634円	2,891,583,464円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA50C<適格機関投資家限定>	89,276,768円	86,905,757円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA25A<適格機関投資家限定>	11,988,462,014円	11,590,825,688円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA37.5A<適格機関投資家限定>	3,155,701,840円	3,040,991,319円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA75A<適格機関投資家限定>	101,533,566円	98,765,133円
ステート・ストリート4資産バランス 20VA<適格機関投資家限定>	3,401,251,018円	3,217,167,246円
ステート・ストリート4資産バランス 40VA<適格機関投資家限定>	9,278,930,630円	8,863,616,741円
ステート・ストリート4資産バランス 30VA<適格機関投資家限定>	3,357,009,671円	3,269,370,724円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA35A<適格機関投資家限定>	9,361,424,898円	8,778,100,179円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA40C<適格機関投資家限定>	1,589,243,927円	1,559,285,298円
ステート・ストリート世界4資産 balan スVA45<適格機関投資家限定>	2,337,992,314円	2,262,048,404円
ステート・ストリート外国債券インデッ クス・ファンド(年金)<適格機関投資 家限定>	3,992,101,285円	3,039,201,715円
ステート・ストリート世界4資産 balan スVA20<適格機関投資家限定>	205,761,170円	197,251,597円
ステート・ストリート・グローバル4資 産30VA<適格機関投資家限定>	208,700,443円	201,580,749円
ステート・ストリート・グローバル4資 産45VA<適格機関投資家限定>	159,594,930円	153,413,907円
ステート・ストリート外国債券インデッ クス・ファンドVA2<適格機関投資家 限定>	148,297,687円	176,725,542円
ステート・ストリート4資産バランス3 0VA2<適格機関投資家限定>	182,627,285円	177,140,913円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA25B<適格機関投資家限定>	1,675,657,093円	1,597,346,119円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA20A<適格機関投資家限定>	17,502,816円	16,919,290円
ステート・ストリート・バランスファン ドVA35B<適格機関投資家限定>	12,717,034円	12,392,321円

ステート・ストリート・バランスファン ドVA50D<適格機関投資家限定>	102,937円	101,352円
ステート・ストリート外国債券インデッ クス・ファンドVA3<適格機関投資家 限定>	24,239,721,842円	24,811,775,127円
ステート・ストリート外国債券インデッ クス・ファンドA<適格機関投資家限定 >	473,406,631円	415,824,818円
ステート・ストリート4資産インデック スバランスVA20<適格機関投資家限 定>	2,598,871,771円	2,505,413,172円
ステート・ストリート世界分散ファンド VA25A<適格機関投資家限定>	4,606,947,816円	4,326,260,952円
ステート・ストリート外国債券インデッ クス・ファンドA/為替ヘッジ付き<適 格機関投資家限定>	1,088,356,066円	1,100,430,518円
ステート・ストリート4資産インデック スバランスVA30<適格機関投資家限 定>	191,687円	円
ステート・ストリート4資産インデック スバランスVA40<適格機関投資家限 定>	163,287円	円
ステート・ストリート4資産インデック スバランスVA50<適格機関投資家限 定>	140,853円	143,916円
ステート・ストリート外国債券インデッ クス・ファンド/為替ヘッジ付きVA4 <適格機関投資家限定>	55,205,989円	150,209,099円
計	160,685,006,426円	154,665,607,710円
2 受益権の総数	160,685,006,426口	154,665,607,710口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成24年 2月20日現在)	(平成24年 8月20日現在)
1 貸借対照表計上額、 時価及びこれらの 差額	貸借対照表計上額は時価を計上して いるため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の 算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品については、短期間で決 済されることから、時価は帳簿価額と 近似しているため、当該金融商品の帳 簿価額を時価としております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左

3	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左
		(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左
		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区分	種類	（平成24年 2月20日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	4,455,514		4,457,922	2,408
	売建 マレーシア・リングgit	4,455,514		4,531,032	75,518
合計		8,911,028		8,988,954	73,110

（単位：円）

区分	種類	（平成24年 8月20日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			

市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	4,355,969		4,364,376	8,407
	売建 マレーシア・リングgit	4,355,969		4,362,834	6,865
	合 計	8,711,938		8,727,210	1,542

## (注) 1 . 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
  - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 2 . 換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3 . 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
- 4 . ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

## ( 1口当たり情報に関する注記 )

	(平成24年 2月20日現在)	(平成24年 8月20日現在)
1口当たり純資産額	1.4843円	1.4786円
(1万口当たり純資産額)	(14,843円)	(14,786円)

## 4【委託会社等の概況】

### (1)【資本金の額】

#### 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成24年9月28日現在)。

#### 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成24年9月28日現在)。

#### 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成24年9月28日現在)。

#### 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

### (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っています。

平成24年9月28日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計119本であり、その純資産総額は906,695百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

### (3)【その他】

#### (1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

#### (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

## 5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
( 資 産 の 部 )			%		%
流動資産					
現金		51		108	
預金		6,661,535		6,846,204	
有価証券		55,860		96,020	
前払金		4,358		24,411	
前払費用		17,658		17,419	
未収入金		361,818		354,309	
未収委託者報酬		349,939		361,180	
未収収益		30,627		37,563	
未収消費税等		22,424		25,103	
未収還付法人税等		131,504		-	
繰延税金資産		24,293		37,059	
流動資産計		7,660,073	96.0	7,799,380	96.4
固定資産					
有形固定資産		172,747		160,569	
建物附属設備	1	143,387		129,885	
器具備品	1	29,360		21,984	
リース資産	1	-		8,699	
無形固定資産		1,667		3,096	
ソフトウェア	2	1,667		3,096	
投資その他の資産		143,436		125,422	
長期差入保証金		93,357		80,749	
繰延税金資産		45,229		39,823	
その他投資		4,850		4,850	
固定資産計		317,851	4.0	289,087	3.6
資産合計		7,977,925	100.0	8,088,468	100.0
( 負 債 の 部 )			%		%
流動負債					
預り金		84,273		37,390	
未払金		424,170		216,365	
未払手数料		109,589		106,399	
その他未払金		314,580		109,966	
未払費用		72,454		68,177	
未払法人税等		265		205,843	
未払消費税等		-		-	
賞与引当金		54,792		35,727	
リース債務		-		2,223	
流動負債計		635,955	8.0	565,728	7.0
固定負債					
役員退職慰労引当金		-		-	

退職給付引当金		84,094			69,969	
長期リース債務		-			6,448	
固定負債計		84,094	1.1		76,417	0.9
負債合計		720,050	9.0		642,146	7.9
(純資産の部)			%			%
株主資本		7,257,874	91.0		7,446,321	92.1
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,838,754			7,027,201		
純資産合計		7,257,874	91.0		7,446,321	92.1
負債・純資産合計		7,977,925	100.0		8,088,468	100.0

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別	前事業年度		当事業年度	
	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日		自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日	
科 目	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
		%		%
営業収益				
委託者報酬	3,343,307		1,938,693	
投資顧問収入	1,785,199		1,324,526	
その他営業収益	18,337		248,693	
営業収益計	5,146,844	100.0	3,511,914	100.0
営業費用				
支払手数料	1,355,270		491,137	
広告宣伝費	17,530		14,465	
公告費	2,400		1,755	
調査費	493,033		379,325	
調査費	248,560		206,637	
委託調査費	242,832		171,141	
図書費	1,640		1,546	
委託計算費	171,824		155,279	
営業雑経費	40,718		37,603	
通信費	7,033		6,683	
印刷費	8,341		10,572	
協会費	13,797		11,049	
諸会費	2,901		3,633	
その他	8,644		5,663	
営業費用計	2,080,777	40.4	1,079,565	30.7
一般管理費				
給料	1,254,505		1,338,902	
役員報酬	305,535		413,892	
給料・手当	761,648		766,394	
賞与	132,528		116,894	
賞与引当金繰入額	54,792		41,721	
退職金	2,846		-	
交際費	2,992		5,974	
旅費交通費	26,905		30,537	
租税公課	14,439		16,034	
不動産賃借料	135,683		125,330	
役員退職慰労引当金繰入額	9,188		-	
退職給付費用	60,658		62,909	
固定資産減価償却費	31,299		22,921	
福利厚生費	87,865		101,047	
事務手数料	749,844		55,825	
諸経費	118,910		117,938	

一般管理費計		2,495,141	48.5		1,877,421	53.5
営業利益		570,925	11.1		554,927	15.8
営業外収益						
受取利息		-			-	
有価証券売却益		-			-	
雑収入		572			7,304	
営業外収益計		572	0.0		7,304	0.2
営業外費用						
支払利息		-			70	
為替差損		1,144			1,769	
有価証券売却損		1,620			942	
雑損失		425			932	
営業外費用計		3,190	0.0		3,715	0.1
経常利益		568,306	16.2		558,516	15.9
特別損失						
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		20,630			-	
役員退職慰労金制度終了損		6,662			-	
事業再構築費用		-			36,057	
事務処理損失		7,866			3,089	
特別損失計		35,159	0.7		39,147	1.1
税引前当期純利益		533,147	10.4		519,369	14.8
法人税、住民税及び事業税		275,975	5.4		338,282	9.6
法人税等調整額		25,770	0.5		7,359	0.2
当期純利益		231,401	4.5		188,446	5.4

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		310,000		310,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		310,000		310,000
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		77,500		77,500
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		77,500		77,500
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高		31,620		31,620
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		31,620		31,620
繰越利益剰余金				
当期首残高		6,607,353		6,838,754
当期変動額				
当期純利益		231,401		188,446
当期変動額合計		231,401		188,446
当期末残高		6,838,754		7,027,201
利益剰余金合計				
当期首残高		6,716,473		6,947,874
当期変動額				

当期純利益	231,401	188,446
当期変動額合計	231,401	188,446
当期末残高	6,947,874	7,136,321
株主資本合計		
当期首残高	7,026,473	7,257,874
当期変動額		
当期純利益	231,401	188,446
当期変動額合計	231,401	188,446
当期末残高	7,257,874	7,446,321
純資産合計		
当期首残高	7,026,473	7,257,874
当期変動額		
当期純利益	231,401	188,446
当期変動額合計	231,401	188,446
当期末残高	7,257,874	7,446,321

## [重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(取得原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2.固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 (イ)リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6~18年 器具備品 8年 (ロ)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。  (2)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4.引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員等の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異 発生翌事業年度に一括費用処理</p>
5.その他 財務諸表作成のための重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## [追加情報]

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注 記 事 項

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月 31日 現在)	当事業年度 (平成24年3月 31日 現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 48,437千円</p> <p>器具備品 28,565千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 61,939千円</p> <p>器具備品 35,941千円</p> <p>リース資産 457千円</p>
<p>2. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 6,842千円</p>	<p>2. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 8,428千円</p>
<p>関係会社に係る注記 該当事項はありません。</p>	<p>関係会社に係る注記 同左</p>

## (損益計算書関係)

前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日
--	--

<p>1. 移転価格の取扱いに係る注記 該当事項はありません。</p>	<p>1. 移転価格の取扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することに致しました。当会計期間には、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われた調整額228,767千円が、損益計算書のその他営業収益に含まれております。</p>
<p>関係会社に係る注記 該当事項はありません。</p>	<p>関係会社に係る注記 同左</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

当事業年度(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日)

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

## (リース取引関係)

前事業年度		当事業年度	
自	平成22年4月 1日	自	平成23年4月 1日
至	平成23年3月 31日	至	平成24年3月 31日

<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,473千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,250千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>60千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	2,473千円	減価償却費相当額	2,250千円	支払利息相当額	60千円	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容 社用車両であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。</p>
支払リース料	2,473千円						
減価償却費相当額	2,250千円						
支払利息相当額	60千円						

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行（これらに準ずる者を含む。）」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成23年3月31日 現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,661,535	6,661,535	
(2)未収委託者報酬	349,939	349,939	
(3)未収入金	361,818	361,818	
(4)その他未払金	314,580	314,580	

平成24年3月31日 現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,846,204	6,846,204	
(2)未収委託者報酬	361,180	361,180	
(3)未収入金	294,937	294,937	
(4)その他未払金	60,028	60,028	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (1) 現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

## (注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

## (有価証券関係)

前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	55,860千円	貸借対照表計上額	96,020千円
当事業年度の損益 に含まれた評価差額	900千円	当事業年度の損益 に含まれた評価差額	100千円

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日		当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日	
該当事項はありません。		同 左	

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、設立時より適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

## 2．退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月 31日現在)	当事業年度 (平成24年3月 31日現在)
退職給付債務	322,666	372,119
(1)年金資産	172,261	228,989
(2)退職給付引当金	84,094	69,969
(3)未認識数理計算上の差異	20,905	5,334
(4)未認識過去勤務債務	87,216	78,494

## 3．退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日	当事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月 31日
退職給付費用	60,658	44,552
(1)勤務費用	36,339	54,763
(2)利息費用	1,988	3,226
(3)期待運用収益（減算）	966	1,253
(4)過去勤務債務の費用処理額	3,265	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	20,032	20,905

## 4．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月 31日現在)	当事業年度 (平成24年3月 31日現在)
(1)割引率	1.0%	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	発生時より 11年	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

(税効果会計関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成22年4月 1日	自 平成23年4月 1日
至 平成23年3月 31日	至 平成24年3月 31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)
繰延税金資産（流動）		繰延税金資産（流動）	
賞与引当金繰入超過額	17,154	賞与引当金繰入超過額	11,012
その他	19,822	未払事業税	14,990
		その他	14,803
繰延税金資産（流動）合計	36,977	繰延税金資産（流動）合計	40,805
繰延税金負債（流動）との相殺	12,683	繰延税金負債（流動）との相殺	3,746
繰延税金資産（流動）の純額	24,293	繰延税金資産（流動）の純額	37,059
繰延税金資産（固定）		繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	35,207	退職給付引当金	25,807
その他	13,831	その他	14,015
繰延税金資産（固定）合計	49,038	繰延税金資産（固定）合計	39,823
繰延税金負債（固定）との相殺	3,809	繰延税金負債（固定）との相殺	-
繰延税金資産（固定）の純額	45,229	繰延税金資産（固定）の純額	39,823
繰延税金資産合計	69,522	繰延税金資産合計	80,628
繰延税金負債（流動）		繰延税金負債（流動）	
事業譲受に係る調整項目	3,809	事業譲受に係る調整項目	3,559
未収還付事業税	8,873	その他	187
繰延税金負債（流動）合計	12,683	繰延税金負債（流動）合計	3,746
繰延税金負債（流動）との相殺	12,683	繰延税金負債（流動）との相殺	3,746
繰延税金負債（流動）の純額	-	繰延税金負債（流動）の純額	-
繰延税金負債（固定）		繰延税金負債（固定）	
事業譲受に係る調整項目	3,809	事業譲受に係る調整項目	-
繰延税金負債（固定）合計	3,809	繰延税金負債（固定）合計	-
繰延税金負債（固定）との相殺	3,809	繰延税金負債（固定）との相殺	-
繰延税金負債（固定）の純額	-	繰延税金負債（固定）の純額	-
繰延税金資産の純額	69,522 =====	繰延税金資産の純額	76,882 =====

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	21.4%
その他	0.0%	税率変更による	
		期末繰延税金資産の減額修正	1.6%
		その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.7%
	=====		=====

## (企業結合関係等)

前事業年度	当事業年度
自 平成22年4月 1日	自 平成23年4月 1日
至 平成23年3月 31日	至 平成24年3月 31日
該当事項はありません。	同 左

## (資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びデータセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は59,837千円であります。また資産除去債務の総額は、データセンターの賃貸借契約期間満了が近づいたことに伴う見積りの見直しの実施等を主な理由とし、当期中において12,509千円減少しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## (1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びデータセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## (2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は63,661千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、データセンターの賃貸借契約期間が満了したこと、また、資産除却費用の見積額を更新したことから、3,824千円増加しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

前事業年度											
自 平成22年4月 1日											
至 平成23年3月 31日											
種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ホーストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	207,364	未収入金	31,050
								ソフトウェア使用料の支払	171,911	未払金	213,964
								投資顧問料の支払	199,549	未払費用	15,975
								人件費等及び事務手数料の支払	145,191		
							事務手数料	699,910			

ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	37,966 8,694 103,543	前払金 未払金	4,358 3,658
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	20,022 11,711	未収入金	477
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役役に就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	44,053		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	121	未収収益	63
タッカーマン・グループ	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	5,934	未払金	3,121
ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ, LLC	米国マサチューセッツ州ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	13,973	未収収益	6,701
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリアシドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	3,018		

(注) 上表の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当事業年度												
自 平成23年4月 1日												
至 平成24年3月 31日												
種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
						役員の兼任等	事業上の関係					
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アント・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	173,013	未収入金	59,214
								ソフトウェアの使用契約	ソフトウェア使用料の支払	135,004	未払費用	14,977
								ソフトウェアの使用契約	投資顧問料の支払	147,278	未収収益	9,050
								人件費等及び事務手数料の支払	人件費等の支払	252,817		
								事務手数料の受取	事務手数料の受取	228,767		
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託	36,711	前払金	24,411	
							兼職社員の人件費支払等	事務所賃借料の支払	4,890	未払金	12,010	
								人件費等の支払	111,504			

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万 ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	770 6,849	未収入金	63
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国 ルクセンブルク市	12.5万 ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役役に就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	39,445		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万 シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	183	未収収益	94
タッカーマン・グループ	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1百万 ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	1		
ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ,LLC	米国 マサチューセッツ州 ボストン市	237百万 米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	15,885	未収収益	8,956

(注) 上表の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

#### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

##### (1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション  
(ニューヨーク証券取引所に上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク  
（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス  
（非上場）

## （２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

### （１株当たり情報）

前事業年度		当事業年度	
自	平成22年4月 1日	自	平成23年4月 1日
至	平成23年3月 31日	至	平成24年3月 31日
1株当たり純資産	1,170,624円94銭	1株当たり純資産	1,201,019円51銭
1株当たり当期純利益	37,322円82銭	1株当たり当期純利益	30,394円51銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

注）1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	自 平成22年4月 1日	自 平成23年4月 1日
	至 平成23年3月 31日	至 平成24年3月 31日
当期純利益（千円）	231,401	188,446
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	231,401	188,446
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

### （重要な後発事象）

	当事業年度
	自 平成23年4月 1日
	至 平成24年3月 31日
該当事項はありません。	

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年10月3日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人  
指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリートDCグローバル債券インデックス・オープンの平成24年2月21日から平成24年8月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリートDCグローバル債券インデックス・オープンの平成24年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成24年2月21日から平成24年8月20日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 丘本 正彦 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 湯原 尚 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。